

改正後	改正前
<p>第3章 各教科固有の条件</p> <p>[社会科（「地図」を除く。）]</p> <p>2 選択・扱い及び構成・配列</p> <p>(1) 小学校学習指導要領第2章第2節の第2「各学年の目標及び内容」の[第6学年]の3「内容の取扱い」の(3)のアについては、選択して学習することができるよう配慮がされていること。</p> <p>(2) 未確定な時事的事象について断定的に記述していたり、<b>特定</b> <b>の事柄を強調し過ぎていたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと。</b></p> <p><b>(3) 近現代の歴史的事象のうち、通説的な見解がない数字などの事項について記述する場合には、通説的な見解がないことが明示されているとともに、児童又は生徒が誤解するおそれのある表現がないこと。</b></p> <p><b>(4) 閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていること。</b></p> <p>(5) 近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること。</p> <p>(6) 著作物、史料などを引用する場合には、評価の定まったものや信頼度の高いものを用いており、その扱いは公正であること。また、法文を引用する場合には、原典の表記を尊重していること。</p> <p>(7) 日本の歴史の紀年について、重要なものには元号及び西暦を併記していること。</p>	<p>第3章 各教科固有の条件</p> <p>[社会科（「地図」を除く。）]</p> <p>2 選択・扱い及び構成・配列</p> <p>(1) 小学校学習指導要領第2章第2節の第2「各学年の目標及び内容」の[第6学年]の3「内容の取扱い」の(3)のアについては、選択して学習することができるよう配慮がされていること。</p> <p>(2) 未確定な時事的事象について断定的に記述していたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと。</p> <p>(3) 近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること。</p> <p>(4) 著作物、史料などを引用する場合には、評価の定まったものや信頼度の高いものを用いており、その扱いは公正であること。また、法文を引用する場合には、原典の表記を尊重していること。</p> <p>(5) 日本の歴史の紀年について、重要なものには元号及び西暦を併記していること。</p>

\* **傍線部**が今回新たに追加された部分